

(別紙)

「遺伝子組換えファレノプシス、セイヨウナタネ、カラシナ及びトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集(パブリックコメント)について」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 遺伝子組換え作物の生物に与える影響は短期間ではわからず、専門家の影響ないという意見には疑問です。遺伝子組換え作物の花粉が飛ぶことにより、在来種への影響も懸念しています。・ 遺伝子組換え植物は、土壌、昆虫、微生物などへ影響を与える可能性があるのではないか。	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性や生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとに以下の法令に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 食品としての安全性については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）・ 飼料としての安全性については、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）・ 生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号） <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かについては、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2) 野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3) 在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。また、我が国の自然条件下で生育した場合の特性が不明な場合には、国内の隔離ほ場における試験も課しています。実際の審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順により行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者に、最新の科学的知見に基づくデータ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を申請書とともに提出するよう要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者の意見を聴取

<p>(同様の趣旨の御意見 85 件)</p>	<p>④ 必要に応じて、申請者に対し、追加データ、試験等を要求 ⑤ 承認の可否を判断</p> <p>なお、承認後において、万が一生物多様性に影響が生じた場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <p>① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を講ずること。 ② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を講ずべきことを命ずること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え作物と他の植物との交雑が心配です。 ・ 生物多様性評価の対象を近縁の野生種に限定しているが、カラシナは河川敷などで大規模に生育していること、また近縁種が数多く存在することを考えると、生物多様性条約に則った幅広い生物多様性への影響を審査することが必要。 ・ セイヨウナタネやカラシナは河川敷などで野生化しており、キャベツ、ブロッコリー、タカナ、カブ、白菜などへの交雑も十分に考えられる。ナタネの水揚げのない港や、内陸でも GM ナタネが見つかるなど、ナタネの輸送経路以外にも GM ナタネ自生が広がっている。港周辺でカラシナが、遺伝子組換えの除草剤耐性であることが分かり、GM ナタネと他の植物との交雑も確認された。 	<p>遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、 2) 野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、 3) 在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から審査しています。今回のような国内での栽培を伴わない場合であっても、御指摘のようなこぼれ落ちを想定した評価をしています。野生動植物等に対する影響についても、こうした項目ごとに検討し、影響がないと確認したもののみ承認しています。</p> <p>農作物は、人が野生植物から改良に改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物です。日本の野生植物とは根本的に異なることから、別の農作物との交雑は、一般的に生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています。</p> <p>なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところです。</p> <p>遺伝子組換え種子のこぼれ落ちについては、これまでの調査結果から、港湾や、主要輸送経路沿いの河川敷等において遺伝子組換えセイヨウナタネの生育は確認されたものの、繁殖して、非遺伝子組換えのセイヨウナタネやその近縁種を駆逐したり、交雑体が広がったりする等の生物多様性影響はこれまで確認されていません。詳しくは当該調査結果を御参照ください。</p> <p>また、今回の審査結果の検討案では、「一般申請に当たっては、公的機関によるモニタリングの実施について検討を要する」とされましたが、その後の総合検討会における最終的な検討結果は、今回の検討内容は、隔離ほ場での栽培に関する審査であるため、「一般申請された時</p>

<ul style="list-style-type: none"> 審査結果は、「本組換えカラシナの一般申請に当たっては、河川敷にカラシナが多く生育しているため、公的機関によるモニタリングの実施について検討を要すると判断した」と締めくくられています。今回の申請は隔離圃場での栽培に関するものですが、一般圃場での栽培申請に先立ち、公的機関によるモニタリングを強化するよう求めます。 <p>(同様の趣旨の御意見 64 件)</p>	<p>点で判断する」こととされています。このため、今後、一般使用申請があった場合には、内容を審査の上、モニタリングの必要性について検討していくことになります。</p> <p>○農林水産省及び環境省が実施した調査結果（調査地点・時期を含む。）については、以下のとおり公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査： https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html 環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査 http://www.biodic.go.jp/bch/natane_1.html
<ul style="list-style-type: none"> 安全評価を行っているのが開発企業で信頼には値しないのではないのでしょうか。第三者機関に更なる調査をお願いすべきかと思えます。 <p>(同様の趣旨の御意見 3 件)</p>	<p>生物多様性影響評価に当たっては、生物多様性影響評価検討会農作物分科会（以下「農作物分科会」という。）において、生物多様性影響評価書の内容が不適切な場合、試験方法が不適切な場合又は不足するデータ等があった場合には、試験のやり直しや追加試験の実施、データの追加提出等を申請者に求め、必要な試験データを全て取り揃えた上で審査を行っています。さらに、第三者である様々な分野の学識経験者から、専門的な知見や経験に基づく意見を聴取し、承認の可否を判断することとしています。これらのデータ等については、企業の知的財産等が含まれるため、農作物分科会是非公開で開催され、その資料も一部非公開としています。</p> <p>ただし、農作物分科会での検討を経た後に開催される生物多様性影響評価検討会総合検討会については、より幅広い視点から総合的に検討を行うため、原則として、公開で行うこととしており、資料、議事録、学識経験者の名前・所属等についてもホームページ等で公開する等、審査の透明性の確保に努めています。また、審査報告書中の「審査の概要」に、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性の観点から評価した結果を、使用した審査データ、緊急措置計画書やモニタリング計画書とともに、可能な限り公表可能なデータをまとめ公表しております。詳しくは審査報告書を御覧下さい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> いったい誰が検証したのでしょうか。検証した機関の名前、氏名がないのはどうしてですか。責任をとれない 	<p>生物多様性影響評価検討会総合検討会及び当該検討会に先だって開催される生物多様性影響評価検討会農作物分科会の学識経験者の氏名・所属等については、ホームページ等で公開しています。その上で申請者と利害関係があると認められる場合や、審議の公平性の確保に支障を</p>

<p>からではと思います。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 1 件)</p>	<p>生じさせる特別の利害関係があると認められる場合には、原則、審査に加わらないこととしています。</p> <p>また、学識経験者については、育種学、植物生理学、保全生態学、雑草学といった生物多様性影響評価書の検討に必要な幅広い分野から専門的な知見を有する者を選定し、公表していますので御覧ください。</p> <p>※遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第 10 条の規定に基づく農林水産大臣及び環境大臣が意見を聴く学識経験者の名簿 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/index.html#1-4</p>
<p>・パブリックコメント自体知らない国民は多くいます。多様な告知をぜひお願い致します。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 2 件)</p>	<p>遺伝子組換え農作物の審査が終了した後に、今回のように、意見・情報の募集（パブリックコメント）を行っています。意見・情報の募集を開始する際に、マスメディア向けの記者発表（プレスリリース）を行うとともに、農林水産省や環境省での情報提供やホームページを通じて広くお知らせし、国民の皆様から御意見をお伺いすることとしています。</p> <p>寄せられた御意見については、今回の生物多様性影響評価の結果に付け加えるべき知見等がないかといった観点等から精査し、検討しています。その上で、御意見についての回答を作成し、農林水産省ホームページ及び e-Gov（電子政府の総合窓口）で公表しています。</p>
<p>・遺伝子組換えの周囲への影響を把握する、現行制度は維持すべき。</p> <p>・ファレノプシスについては、食用ではないので異論はない。不要と思うが需要があるならいたしかたない。</p> <p>(同様の趣旨の御意見 2 件)</p>	<p>遺伝子組換え技術を利用してつくられる生物の中に、食品・飼料として利用した場合に人や家畜等へ悪影響を及ぼすものや、輸入や栽培を行った場合に環境中へ放出され生物多様性に悪影響を及ぼすものがある可能性を否定できないため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律その他の法律に基づいて、個別の案件ごとに安全性や生物多様性影響の審査を行い、問題がない旨確認されたもののみ承認することが必要と考えています。</p>

注：上記の意見内訳は延べ件数であり、重複する御意見が有るため、その合計数と意見提出数は一致しません。